

事務連絡
令和3年4月27日

一般社団法人建設電気技術協会 殿

国土交通省 大臣官房 技術調査課
電気通信室 企画専門官

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令を受けた所管事業者（団体等）に対する「出勤者数の7割削減」の更なる徹底に関する働きかけの実施について

令和3年4月23日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言について、東京都、大阪府、京都府、兵庫県に対し4月25日から5月11日を実施期間として発令すること、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に愛媛県が追加されることが決定され、それを受け、「基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添のとおり依頼があり、併せて持ち回りにて開催された第24回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴会におかれては、貴会会員企業等に対し、改めてテレワークの活用や休暇取得の促進等による出勤者数の7割削減の徹底について、周知・呼びかけ等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

別添 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令を受けた所管事業者（団体等）に対する「出勤者数の7割削減」の更なる徹底に関する働きかけの実施について

（令和3年4月23日付大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官事務連絡）

事 務 連 絡
令 和 3 年 4 月 2 3 日

各 局 等 の 長 殿

大 臣 官 房
危機管理・運輸安全政策審議官

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令を受けた所管事業者（団体等）
に対する「出勤者数の7割削減」の更なる徹底に関する働きかけの実施について
（依頼）

本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言について、東京都、大阪府、京都府、兵庫県に対し4月25日から5月11日を実施期間として発令すること、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に愛媛県が追加されることが決定され、それを受け、「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より別添1のとおり依頼があり、併せて持ち回りにて開催された第24回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において赤羽国土交通大臣より別添2のとおり指示がなされたところであります。

以上を踏まえ、関係各局等におかれましては、所管の事業者、関係団体等に対し、テレワークの活用や休暇取得の促進等による出勤者数の7割削減の徹底について、改めての周知、呼びかけをお願い致します。その際、当省の所管の事業者や関係団体にはエッセンシャルワーカーや現場部門を抱えるものも多いことから、このような部門についてはローテーション勤務や自転車通勤による人との接触回避等のでき得る出勤回避の取り組みも併せて実施されるよう促すことを重ねてお願い致します。

また、本措置について、特に主要な事業者、関係団体等については、直接説明するなど働きかけの徹底をお願いします。

（別添1）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「出勤者数の削減（テレワーク等）の推進について」

（別添2）第24回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示

特定都道府県（東京都、京都府、大阪府及び兵庫県）と重点措置区域（宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県）についてテレワークの活用や休暇取得の促進等による「出勤者数の7割削減」をお願いするものです。

事務連絡
令和3年4月23日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

平素より大変お世話になっております。

出勤者数の抑制については、これまでも各府省庁に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の推進を依頼し、所管団体及び独立行政法人等にテレワーク等の実施を呼びかけていただいたところです。

4月25日、緊急事態宣言が発出され、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県について、4月25日から5月11日までを期間として、緊急事態宣言措置を実施すべき区域（以下、「緊急事態措置区域」という。）とされるとともに、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下、「重点措置区域」という。）に愛媛県が追加されました。

出勤者数の削減について、これまでの間の状況を見ると必ずしも十分でなく、首都圏や関西圏の駅の人流データによれば、去年の感染拡大以前と比較し、昨年春には約7割の減少となっていました。直近では首都圏及び関西圏で約2割の減少にとどまっています。

今回の緊急事態措置においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、人流の抑制につながる強い措置を実施するものです。その一つであるテレワークに関する新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）の記載については、「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す」と改められました。

また、緊急事態措置区域の隣接地域への感染のしみ出しを防ぐため、基本的対処方針では、重点措置区域において、「特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努める」という記載が追加されました。

各府省庁におかれましては、緊急事態措置として、大型連休という機会をとらえて、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、「出勤者数の7割削減」を目指すこととした趣旨を十分ご留意の上、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、以下の取組をお願いいたします。

記

1. 緊急事態措置区域において、基本的対処方針にて「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す」とされていることについての周知・呼びかけ。
2. また、重点措置区域において、基本的対処方針にて「職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底する」とともに、「特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努める」とされていることについての周知・呼びかけ。
3. 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域について、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に関する改めての周知・呼びかけ。

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(総括班)

担当者: 八重樫、多田、阪本、坂本、北村、山口、岩熊、石岡

TEL: 03-6257-1309

MAIL: g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

第 24 回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部
大臣指示

(緊急事態宣言の発出)

○ 本日、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき緊急事態宣言が発出されました。期間は4月 25 日から5月 11 日までの 17 日間、対象区域は東京都、京都府、大阪府及び兵庫県です。

また、まん延防止等重点措置について、新たに愛媛県で実施することや、宮城県及び沖縄県の実施期限を5月 11 日までに延長することが決定されました。

この決定に伴い、「基本的対処方針」が変更されたことを受け、私から省内に以下の指示をいたします。

(外出・移動等の自粛)

○ まず、外出・移動の自粛についてです。緊急事態措置区域である4都府県及びまん延防止等重点措置の実施区域である7県において、

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛が求められ、前者については、不要不急の都道府県間の移動は極力控えること、後者についても、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控えること

- ・ 人の流れを抑制する観点から、地下鉄、バス等の交通事業者に対して、平日の終電の繰上げ、週末休日における減便等や、主要

ターミナルにおける検温の実施等、必要な協力の依頼等を行うこととされています。

- 国土交通省では、まん延防止等重点措置の実施区域等において、空港や鉄道駅、高速道路のSA・PA等における移動自粛の呼びかけや、主要空港へのサーモグラフィーの設置、対象都府県等を対象エリアに含む高速道路周遊パスの新規申込の受付停止に取り組んできましたが、引き続き、これらの取組を実施・継続して下さい。

加えて、高速道路料金の休日割引の3割引をゴールデンウィーク期間中(4月29日から5月9日まで)は適用しないこととして下さい。

- その上で、関係各局においては、交通機関や高速道路等の利用に関する状況をしっかりとモニタリングして下さい。
- 更に、地下鉄、バス等の終電の繰上げ、減便等については、関係都府県の御意見も伺いながら、基本的対処方針に基づき、適切に行われるよう、必要な支援を行って下さい。
- また、路上・公園等における集団での飲酒などが、感染リスクが高いとされていることを踏まえ、まん延防止等重点措置の実施区域等において、都市公園や道路等における飲酒を伴う集会等について自粛の呼びかけを行うよう、管理者に対して要請して下さい。

(事業者等の感染予防対策の徹底)

- 次に、事業者等の感染予防対策の徹底についてです。所管の各事業者においては、分野別の感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防対策を図っていただいているところですが、ガイドラインを個々の事業者にしっかり周知し、感染予防に万全を期すよう、改めて関係団体等に要請して下さい。

- また、職場への出勤等については、これまでも、所管事業者及び関係団体等に対し、テレワークや時差出勤の推進について協力を要請しているところですが、人の流れを抑制する観点から、緊急事態措置区域における所管事業者及び関係団体等を中心に、出勤者数の7割削減を目指したテレワーク勤務の活用や休暇取得の促進等について、改めて、対応をお願いして下さい。

(事業者支援)

- 次に、事業者支援についてです。新型コロナウイルスの感染拡大の深刻な影響は、中小企業のみならず、中堅・大手企業にも甚大な被害が広く及んでいるところであり、依然として厳しい状況が続いています。

- 本省の各局、全国の各地方整備局、地方運輸局におかれては、引き続き、各業界における事業経営や雇用等の状況について、きめ細かく、前広に把握の上、資金繰りに関する支援等についての相談窓口において、引き続き必要な対応を行うなど、先手先手で万全の対応を行って下さい。また、関係各省に対しても、雇用調整助成金をはじめ、支援措置の拡充・延長に向けて私自身も働きか

けをしておりますので、現場でも働きかけを続けて下さい。

(地域観光事業支援事業)

- 今般の緊急事態宣言の発出に伴い、観光関連事業者は極めて深刻な影響を受けることが予想されるため、現在実施している地域観光事業支援について、新たな追加的支援措置を講じることとしましたので、早急に詳細を詰めるとともに、都道府県や事業者に対し周知して下さい。

(省内の体制確保)

- 次に、国土交通省内の体制確保についてです。緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置の実施区域においては、必要な行政機能を維持することを前提として、在宅勤務及び休暇取得により、出勤職員を終日通常時の3割まで減らすことを徹底し、省内に感染者が発生した場合でも省の機能が著しく損なわれることのないよう、取り組んで下さい。

また、引き続き、換気やマスクの着用をはじめ、こまめな検温を含めた体調の把握、共有物の定期的な消毒など、感染防止対策の徹底を図って下さい。

- 最後に、引き続き、職員一人一人が、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもって業務に励むとともに、感染予防対策や体調管理を徹底して下さい。

- 私からは以上です。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年4月23日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（中略）

（3）まん延防止

4）職場への出勤等

① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。
- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。

（中略）

8）重点措置区域における取組等

① 重点措置区域である都道府県においては、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するため、後述9）に掲げる基本的な感染防止策等に加え、以下の取組を行うものとする。

また、都道府県知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、区域、期間及び業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。

(中略)

- ・ 事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めるよう働きかけること。

(中略)

9) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

- ① 都道府県は、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、後述③等のとおり、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うものとする。

(中略)

(職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。